

| | |
|--------------|--------|
| 都道府県・政令指定都市名 | 05 横浜市 |
|--------------|--------|

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

| | |
|---------------|---------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 政策局男女共同参画推進課 |
| 担 当 職 員 数 | 9 人 (専任 9 人、兼任 0 人) |

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 名 称 | 横浜市男女共同参画推進会議 |
| 設置年月日(西暦)・根拠 | 1983年12月24日 根拠: 横浜市男女共同参画推進会議規程 |
| 長 の 役 職 | 市長 |

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|-----------------|----------------------|
| 機 関 ・ 会 等 の 名 称 | 横浜市男女共同参画審議会 |
| 設置年月日(西暦) | 2001年6月1日 |
| 構 成 員 | 13 人 (女性 8 人、男性 5 人) |

問4 男女共同参画に関する計画

| | | |
|---|-------------------------|-------|
| 計 画 期 間 (西 暦) | 2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月 | |
| 名 称 | 第5次横浜市男女共同参画行動計画 | |
| 改定・見直しの予定時期 | 2026 | 未定の場合 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である | 1 | |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成 | | |

問5 男女共同参画に関する条例

| | | |
|------|------------------------------|-------------------|
| 有の場合 | 名 称 | 横浜市男女共同参画推進条例 |
| | 公 布 日 (西 暦) | 2001年4月1日 |
| | 施 行 日 (西 暦) | 2001年4月1日 |
| | 最 終 改 正 日 (西 暦) | 2012年4月1日 |
| | 改 正 内 容 | 本市付属機関の見直しに伴う一部改訂 |
| | 改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月 | |
| 無の場合 | 1. 制定等について検討中 具体的な状況: | |
| | 2. 特に検討していない | |

問6 審議会等委員への女性の登用

| | | | |
|--|-------------------------------------|--|--|
| 調査時点コード | | 1:2022年4月1日 | 2:その他(西暦) |
| 目 標 値 | (西暦) 2025 年度まで | % | |
| 根 拠 | 女性割合40%未満の附属機関数30機関(3人以下の附属機関除く) | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 第5次横浜市男女共同参画行動計画 | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 地方自治法及び地方公営企業法に基づき法律又は条例により設置する附属機関 | | |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(204)うち女性委員を含む審議会等数(204) |
| | | | 延総委員等数(2,606)延女性委員等数(1,030) 女性比率(39.5) |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(22)うち女性委員を含む審議会等数(22) |
| | | | 延総委員等数(1,234)延女性委員等数(420) 女性比率(34.0) |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5) |
| | | | 延総委員等数(141)延女性委員等数(22) 女性比率(15.6) |
| 目標値以外の目標設定 | | | |
| 女性登用方策 | 人材名簿作成の有無 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定有 2 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 人 (年 月現在) |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) | 1 |
| | | 委員の公募(1. 有 2. 無) | 1 |
| | | そ の 他 (附属機関委員選任時の事前協議の実施) | |

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

| | | | |
|-----------|----------|-------------|-------------|
| 調査時点コード | | 1:2022年4月1日 | 2:その他(西暦) |
| 管理職総数 | (人) | (A)=(C+E+G) | (B)=(D+F+H) |
| | うち女性管理職数 | (人) | (人) |
| 女性比率 | (%) | (B/A) | (%) |
| | | | |
| 部局長相当職 | (人) | (C) | (D) |
| | うち女性数 | (人) | (人) |
| 女性比率 | (%) | (D/C) | (%) |
| | | | |
| 次長相当職 | (人) | (E) | (F) |
| | うち女性数 | (人) | (人) |
| 女性比率 | (%) | (F/E) | (%) |
| | | | |
| 課長相当職 | (人) | (G) | (H) |
| | うち女性数 | (人) | (人) |
| 女性比率 | (%) | (H/G) | (%) |
| | | | |
| 本庁 | 計 | 1,187 | 185 |
| | うち一般行政職 | 761 | 114 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 433 | 121 |
| | うち一般行政職 | 347 | 86 |
| 全体 | 計 | 1,620 | 306 |
| | うち一般行政職 | 1,108 | 200 |
| 再掲 | 警察関係 | 0 | 0 |
| | 教育委員会 | 88 | 13 |

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

| 調査時点コード | | 1:2022年4月1日 | | | 2:その他(西暦) | | |
|-----------|---------|-------------|----------|---------|-----------|----------|---------|
| | | 課長補佐相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | 係長相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
| | | 本庁 | 計 | 523 | 92 | 17.6 | 2,088 |
| | うち一般行政職 | 336 | 64 | 19.0 | 1,316 | 311 | 23.6 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 187 | 70 | 37.4 | 1,020 | 415 | 40.7 |
| | うち一般行政職 | 148 | 48 | 32.4 | 721 | 259 | 35.9 |
| 全体 | 計 | 710 | 162 | 22.8 | 3108 | 886 | 28.5 |
| | うち一般行政職 | 484 | 112 | 23.1 | 2037 | 570 | 28.0 |
| 再掲 | 警察関係 | | | | | | |
| | 教育委員会 | 20 | 6 | 30.0 | 205 | 83 | 40.5 |

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

| | | 課長相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | 課長補佐相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | 係長相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
|-----------|---------|----------|----------|---------|------------|----------|---------|----------|----------|---------|
| | | 本庁 | 計 | 76 | 18 | 23.7 | 95 | 29 | 30.5 | 114 |
| | うち一般行政職 | 72 | 15 | 20.8 | 82 | 18 | 22.0 | 108 | 32 | 29.6 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 38 | 12 | 31.6 | 43 | 13 | 30.2 | 82 | 28 | 34.1 |
| | うち一般行政職 | 34 | 12 | 35.3 | 40 | 11 | 27.5 | 75 | 24 | 32.0 |
| 全体 | 計 | 114 | 30 | 26.3 | 138 | 42 | 30.4 | 196 | 62 | 31.6 |
| | うち一般行政職 | 106 | 27 | 25.5 | 122 | 29 | 23.8 | 183 | 56 | 30.6 |
| 再掲 | 警察関係 | | | | | | | | | |
| | 教育委員会 | 4 | 1 | 25.0 | 6 | 2 | 33.3 | 2 | 1 | 50.0 |

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

| | 勤務成績 | 昇任試験 | | 昇格試験 | | 部局等の推薦 | 経年数 | 遠隔地での長期研修(4週間以上) | 遠隔地での勤務経験 | 本人の希望 | その他 |
|-----|------|------|------|------|------|--------|-----|------------------|-----------|-------|---|
| | | 面接のみ | 面接以外 | 面接のみ | 面接以外 | | | | | | |
| 課長級 | ○ | | | | | ○ | ◎ | | | ○ | 所属内申に基づき選考を実施 |
| 補佐級 | ○ | | | | | ○ | ◎ | | | ○ | 所属内申に基づき選考を実施 |
| 係長級 | ○ | | ○ | | | | ◎ | | | ○ | 【A区分】筆記、面接、勤務実績等を基に選考を実施【B区分】面接、勤務実績等を基に選考を実施【選考昇任】所属内申のみで選考を実施 |

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

| | 全受験者数(人) | 女性受験者数(人) | 女性受験率(%) |
|------|----------|-----------|----------|
| 昇任試験 | 1,344 | 324 | 24.1 |
| 昇格試験 | | | |

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

| | 総数(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
|----------|-------|----------|---------|
| 全体 | 1,224 | 546 | 44.6 |
| うち 上級 | 792 | 391 | 49.4 |
| うち 一般行政職 | 524 | 258 | 49.2 |
| うち 上級 | 471 | 229 | 48.6 |
| うち 警察関係 | | | |
| うち 上級 | | | |

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

| | |
|---|---|
| 1 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 |
|---|---|

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

| 規則名 | 横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱 |
|-------------|---|
| 該当部分の条文(本文) | (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める等した後も、日頃職場で専ら使用する氏(通称)(以下「旧姓等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 本市における旧姓等を使用できる行政文書等は次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、事務処理上支障が生じないもの (3) その他所属長が認める軽易なもの |

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 2: その他(西暦)2022年4月13日

| 防災・危機管理部局職員数(人) | うち女性 | | うち管理職数(人) | うち女性 | |
|-----------------|------|-------|-----------|------|-------|
| | 数(人) | 比率(%) | | 数(人) | 比率(%) |
| 85 | 11 | 12.9 | 66 | 5 | 7.6 |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

| | | | | | |
|-----------|---|-------|-------|-------|-----------------------|
| 名 称 | 男女共同参画センター横浜 | | 愛称・通称 | フォーラム | |
| 設置年月日(西暦) | 1988年9月10日 | | 施設形態 | 1 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号：244-0816 住 所：横浜市戸塚区上倉田町435-1 電話番号：045-862-5050 FAX番号：045-862-3101 ホームページ：https://www.women.city.yokohama.jp/y/ | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会)) その他()) | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 | 10 人、 | 非常勤 | 11 人 | 予算額 2022年度 306,095 千円 |
| 主な事業 | ○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間啓発キャンペーン、女の子のための実験教室、企業等への講師派遣)) ○ 2. 講座(主な事項： 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア、女性への暴力防止と被害者支援)) ○ 3. 相談事業(主な事項 心とからだと生き方の総合相談、自助グループ支援、DV相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料・視聴覚資料等の収集、貸出)) ○ 5. 苦情処理(主な事項 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出)) ○ 6. 交流促進(主な事項)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企画公募事業(市民グループやNPO法人との協働事業))) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) ○ 9. 調査研究(主な事項 企業・団体向け「職場のハラスメント相談対応研修教材動画開発)) ○ 10. その他(主な事項：)) | | | | |
| | 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○ | | | | |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

| | | | | | |
|-----------|---|------|-------|----------|-----------------------|
| 名 称 | 男女共同参画センター横浜南 | | 愛称・通称 | フォーラム南太田 | |
| 設置年月日(西暦) | 2005年4月1日 | | 施設形態 | 1 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号：232-0006 住 所：横浜市南区南太田1-7-20 電話番号：045-714-5911 FAX番号：045-714-5912 ホームページ：https://www.women.city.yokohama.jp/m/ | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会)) その他()) | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 | 4 人、 | 非常勤 | 3 人 | 予算額 2021年度 103,078 千円 |
| 主な事業 | ○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間啓発キャンペーン、女の子のための実験教室、企業等への講師派遣)) ○ 2. 講座(主な事項： 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア)) ○ 3. 相談事業(主な事項： 心とからだと生き方の総合相談、自助グループ支援)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料・視聴覚資料等の貸出)) ○ 5. 苦情処理(主な事項：)) ○ 6. 交流促進(主な事項：)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) ○ 9. 調査研究(主な事項 外国につながる二世世代の横浜市若年女性 インタビュー調査)) ○ 10. その他(主な事項：)) | | | | |
| | 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○ | | | | |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

| | | | | | |
|-----------|---|------|-------|--------------|-----------------------|
| 名 称 | 男女共同参画センター横浜北 | | 愛称・通称 | アートフォーラムあざみ野 | |
| 設置年月日(西暦) | 2005年10月29日 | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号：225-0012 住 所：横浜市青葉区あざみ野南1-17-3 電話番号：045-910-5700 FAX番号：045-910-5755 ホームページ：https://www.women.city.yokohama.jp/a/ | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会)) その他()) | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 | 5 人、 | 非常勤 | 5 人 | 予算額 2021年度 148,176 千円 |
| 主な事業 | ○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間啓発キャンペーン、企業等への講師派遣)) ○ 2. 講座(主な事項： 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア)) ○ 3. 相談事業(主な事項： 心とからだと生き方の総合相談、自助グループ支援)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料・視聴覚資料等の貸出)) ○ 5. 苦情処理(主な事項：)) ○ 6. 交流促進(主な事項：)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企画公募事業(市民グループやNPO法人との協働事業))) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) ○ 9. 調査研究(主な事項 女子中高生向けウェブサイト作成講座)) ○ 10. その他(主な事項：)) | | | | |
| | 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○ | | | | |

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | | | |
|-----------|---------------------|-----|----------|--------|----|
| 名 称 | 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 | | 基金・基本財産額 | 30,000 | 千円 |
| 設置年月日(西暦) | 1987年10月1日 | 出資者 | 横浜市 | | |

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---------------|-------|--|--|
| 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | 問10-2 名称等: | 加盟団体数 | | |
| 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | 2 | 1. 有 2. 無 | | 会 員 数 | | |
| 問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○ | | 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:) | | | | |

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

| | | |
|---|--|--|
| 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容:) | | |
|---|--|--|

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 3. その他 (内容:)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 2021年度予算 (千円) | 2022年度予算 (千円) | 備 考 |
|-----------------------|------------------|------------------|--|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 655,616 | 666,535 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 | 0.0003 % | 0.00034 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | 22,498 | 790,690 | 男女共同参画センター横浜天井改修その他工事、男女共同参画センター横浜南ESCO事業サービス料 |

| 問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○ | | 項目の設定 |
|---|--|-------|
| 1 | 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | ○ |
| 2 | 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 3 | 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | ○ |
| 4 | その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) | ○ |
| | (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達 | |
| | (2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 | ○ |
| | (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定 | ○ |
| | (4) プロポーザル方式における評価項目の設定 | ○ |
| | (5) その他(内容: | |

↓ (具体的に実施している内容:○)

| | | 問14-1 | 問14-2 | 問14-3 | 問14-4 |
|-------|--|----------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------|
| | | 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定 | 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 |
| 具体的項目 | ① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 | ○ | | ○ | ○ |
| | ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | ○ | | ○ | ○ |
| | ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | ○ | | ○ | ○ |
| | ④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 | ○ | | ○ | ○ |
| | ⑤ 役員に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | | |
| | ⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) | | | | |
| | ⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) | | | | |
| | ⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | | |
| | ⑩ 短時間正社員制度の導入 | | | | |
| | ⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | | |
| | ⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) | | | | |
| | ⑬ その他 | | | | |

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

| | | 企業の登録・認定・認証制度 | 企業の表彰制度 |
|-------------------------------------|---|---------------|---------|
| 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無) | | 1 | 1 |
| 選定等の基準 | 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | ○ | ○ |
| | 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | |
| | 3 役員に占める女性割合に関する項目 | ○ | ○ |
| | 4 管理職に占める女性割合に関する項目 | ○ | ○ |
| | 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | ○ | ○ |
| | 6 その他「登用促進等」に関する項目 | | |
| | 7 仕事と育児・介護を両立するための取組 | ○ | ○ |
| | 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | ○ | ○ |
| | 9 短時間正社員制度の導入 | ○ | ○ |
| | 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | |
| | 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く) | | |
| | 12 その他 | ○ | ○ |

| | |
|-------------------------|--------------|
| → 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 | よこはまグッドバランス賞 |
| → 「企業の表彰制度」の具体的名称 | よこはまグッドバランス賞 |

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| | | | | |
|-----------------|---|---|-------------------------|--------------|
| 1 ある | 1 | → | 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称 | 横浜市女性活躍推進協議会 |
| 2 現在は無いが、今後検討する | | | 上記以外の具体的名称 | |

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| | | |
|---|---|------------------------------|
| 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 1 | 1. 有 問17-1 名称 横浜市男女共同参画年次報告書 |
| 問17-1 公表周期 | 1. 定期 2. 不定期 | 1 定期的場合 1 年毎 |
| 公表主体 (※ 該当するもの:○) | ○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 () | |

問18-1 2022年度実施予定事業

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
|---|---|--------------------|-------------------------------|
| 1. 広報啓発 ・若い世代に向けた広報・啓発 ・暴力防止キャンペーン ・理工系STEM女子応援事業 ・デートDV防止モデル事業 | 若い世代に向けた広報動画を作成し、SNS等を活用した広報・啓発を実施します。また、横浜DeNAベイスターズの協力により、夫婦やパートナー同士で家事・育児・介護のあり方について話し合うきっかけとなるリーフレット「家事シェアシート」を作成します。 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及や相談窓口の周知を目的として、区役所や関係機関と連携を図り、暴力防止キャンペーンを実施します。若い世代向けにデートDV防止の理解促進を図るため、SNS等による発信を強化します。 女子中高生・女子学生の理工系STEM※分野への選択を支援するため、学校・大学や企業等と連携した理工系の職場で活躍する女性との交流イベントを実施し、具体的な進路を考えるための機会の充実を図ります。 DVや虐待等、暴力の連鎖を断ち切るため、若年層に向けて、予防教育、相談、被害・加害者支援、広報・啓発を連携させた「デートDV防止モデル事業」を実施します。 | | 11月 |
| 2. 表彰 ・よこはまグッドバランス賞 ・男女共同参画貢献表彰 | 誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定し、トップの意識改革促進のため認定企業の経営者向けに女性管理職育成に関するセミナーを行います。また、認定企業を支援する取組として、認定企業の社員を対象にワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施します。 男女共同参画社会の形成に貢献した個人や団体を表彰し、その取組を広く紹介します。 | | |
| 3. 講座 ・女性トップマネジメント養成セミナー ・市役所における理解促進・ハラスメント防止研修 ・就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業 ・地域防災における男女共同参画の推進 ・男女共同参画センター指定管理業務 | 企業において意思決定の一翼を担う主に部長級の女性を対象に、経営視点からのリーダーシップ開発等研修を実施します。 男女共同参画推進者研修、障害支援相談窓口に対するジェンダー研修及びハラスメント相談員研修を実施します。 非正規職シングル女性の就労の改善に特化した支援事業を行い、当該対象者が抱える課題の解決に繋がります。 横浜市民防災センターと連携して、市民向けに「男女共同参画の視点をいかした防災講座」を実施します。 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア、女性への暴力防止と被害者支援、施設活性化 | 20人 35人 | 9月～12月 10月～11月 |
| 4. 相談事業 ・男女共同参画センター指定管理業務 ・DV相談支援センター | 心とからだと生き方の総合相談（個別相談、デートDV LINE相談、サポートグループ、自助グループ支援） DV相談 | | |
| 5. 情報収集・提供 ・男女共同参画センター指定管理業務 | 図書資料、視聴覚資料等の収集・貸出 | | |
| 6. 苦情処理 ・男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度 ・男女共同参画センター指定管理業務 | 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合に申出を受け付ける 施策に関する苦情処理 | | |
| 7. 交流促進 ・地域ダイバーシティin横浜 | ダイバーシティ推進に取り組む企業間で、取組事例の共有や意見交換を行います。 | | |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ジェンダー問題の理解促進に向けた地域展開事業 ・女性活躍推進協議会 ・男女共同参画センター指定管理業務 | ジェンダー問題の理解促進に向けて、NPOや市民団体との協働により市民向けワークショップを開催できる人材を育成し、地域においてモデル事業を展開します。 女性活躍推進協議会を運営するとともに、「ジョカツナビ@横浜」の内容を充実させ、女性活躍推進や働き方の見直しに関する市や関連団体の取組を一元的に発信します 企画公募事業（市民グループやNPO法人との協働事業） | 11人 | 7月 |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ | | | |
| 10. 調査研究 ・男女共同参画に関する調査 ・男女共同参画年次報告書の作成・公表 | 男女共同参画の現状を把握し、行動計画の進捗管理や、政策立案や事業実施の参考資料とするために調査を実施します。令和4年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します。 男女共同参画に関する施策の推進状況を調査・公表します。 | | |
| 11. その他 ・関係機関・団体との連携強化や国への働きかけ ・附属機関への女性登用 ・庁内研修 | 男女共同参画社会形成に向けた施策推進に関する重要事項を審議する「横浜市男女共同参画審議会」および庁内推進会議等行政運営を行います。 市附属機関に対して女性委員候補者の情報提供を行い、女性の登用を推進します。 庁内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進者研修、ハラスメント相談員研修を運営する。 | | |

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

| 議 会 名 | 横浜市会 | | |
|---|---|---------|--|
| 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1 | |
| (欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 2 | |
| 出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | 1 | |
| 規 則 名 | 横浜市会会議規則 | | |
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第67条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする委員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 | | |
| 休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 | 1. あり 2. なし 3. その他() | 2 | |
| 規 則 名 | | | |
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | | | |
| 議会の欠席事由として、明記した規定の有無 | 1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | | |
| | 配偶者の出産 | 1 | |
| | 育児 | 1 | |
| | 家族の看護 | 1 | |
| | 家族の介護 | 1 | |
| | 疾病 | 1 | |
| | その他 | 1 公務 | |
| 議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | |
| 議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1 | |
| 議会におけるハラスメント防止に関する取組 | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。 | 2 | |
| 行っている取組 ※実施しているもの:○ | 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 () | | |
| 規 則 名 | | | |
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | | | |
| (ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用 | 1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。 | | |
| 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外) | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。 | 2 | |
| 議会における通称又は旧姓使用の認可の状況 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 2 | |
| 規 則 名 | | | |
| 条文本文 | | | |
| 政治分野の男女共同参画のために実施していること | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月 男女共同参画をテーマに市会ジャーナル政策調査レポートを発行(議員の政策立案をサポートするために実施) ・令和4年3月～5月 市会図書室において、男女共同参画に関する企画展示を行った(議員の政策立案をサポートするために実施) | | |

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

| | |
|---------|--|
| 1 | 1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕 |
| 計画、指針名 | 横浜市防災計画(「震災対策編」、「風水害等対策編」、「都市災害対策編」) |
| 該当部分の規定 | 救助・救命期(発災～3日):1 男女共同参画センターの被害状況の把握に関する事 2 男女共同参画センターに係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 女性相談窓口の開設に関する事 応急復旧期(4日～10日):1～2 同左 3 女性相談窓口の設置・運営及び女性に係る諸問題の把握に関する事。 復旧期(11日目以降):1～3 同左 4 男女共同参画センターの復興工事の契約に関する事。 |

調査時点コード:

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦)()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

| 設置 | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|----|---|-------------|-----------------|----------------|-----|
| | 1 市町村防災会議(会長を含む) | 62 | 4 | 6.5 | |
| | 市町村防災会議(委員のみ) | 61 | 4 | 6.6 | |
| | 2 民生委員推薦会 | 9 | 5 | 55.6 | |
| | 3 国民健康保険事業の運営に関する協議会 | 23 | 7 | 30.4 | |
| | 4 地方社会福祉審議会 | 20 | 12 | 60.0 | |
| | 5 土地利用審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| | 6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 25 | 7 | 28.0 | |
| | 7 公害健康被害認定審査会 | 10 | 4 | 40.0 | |
| | 8 地方港湾審議会 | 29 | 4 | 13.8 | |
| | 9 土地区画整理審議会 | 26 | 5 | 19.2 | |
| | 10 建築審査会 | 7 | 2 | 28.6 | |
| | 11 開発審査会 | 7 | 1 | 14.3 | |
| | 12 市町村都市計画審議会 | 24 | 5 | 20.8 | |
| | 13 介護認定審査会 | 728 | 283 | 38.9 | |
| | 14 精神医療審査会 | 30 | 7 | 23.3 | |
| | 15 市町村国民保護協議会 | 61 | 3 | 4.9 | |
| | 16 地方独立行政法人評価委員会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| | 17 感染症診査協議会 | 24 | 9 | 37.5 | |
| | 18 市街地再開発審査会 | | | | |
| | 19 障害支援区分審査会 | 112 | 47 | 42.0 | |
| | 20 児童福祉審議会 | 22 | 8 | 36.4 | |
| | 21 行政不服審査会 | 3 | 2 | 66.7 | |
| | 22 | | | | |
| | 23 | | | | |
| | 24 | | | | |
| | 25 | | | | |
| | 26 | | | | |
| | 27 | | | | |
| | 合 計 | 1,234 | 420 | 34.0 | |
| | 女性委員0の審議会数 | 0 | | | |

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|---|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 6 | 2 | 33.3 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 76 | 5 | 6.6 | |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会 | 3 | 2 | 66.7 | |
| 4 | 監査委員 | 5 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 農業委員会 | 33 | 2 | 6.1 | |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 18 | 11 | 61.1 | |
| | 合 計 | 141 | 22 | 15.6 | |
| | 女性委員0の委員会数 | 1 | | | |